

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第41条の規定により、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況

(件)

区 分	件数	処 理 状 況						
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存 否 応 答 拒 否	処理中
公文書開示請求	212	142	63	1	0	13	0	1
任意的開示の申出	71	45	16	5	0	7	0	0
合 計	283	187	79	6	0	20	0	1

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計	
知事（知事部局）	防災局	1	0	1
	総務部	28	4	32
	企画部	5	1	6
	文化観光局	0	0	0
	福祉保健部	20	5	25
	生活環境部	45	29	74
	商工労働部	2	0	2
	農林水産部	36	1	37
	県土整備部	26	9	35
	行政監察監	2	0	2
	出納局	0	0	0
小 計	165	49	214	
知事（企業局）	1	0	1	
教育委員会	14	3	17	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	24	14	38	
選挙管理委員会	2	3	5	
人事委員会	0	0	0	
監査委員	6	0	6	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	2	0	2	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
病院事業管理者	3	2	5	

鳥取県住宅供給公社	0	0	0
鳥取県土地開発公社	0	0	0
合 計	217	71	288

(注) 1の件数欄の数と2の合計欄の数が異なるのは、1件の請求が2つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳

(件)

請 求 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	99	0	99
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	25	0	25
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	88	0	88
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	0	0	0
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	71	71
合 計	212	71	283

4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
4	0	0	4	0	0	4	0	0	0